

放置等禁止区域全体図

- 1 青色の部分は、水域（港湾区域）のうち放置等禁止区域に指定する区域です。（水面上にある橋梁、栈橋の部分を含みます。）
- 2 赤色の部分は、陸域（港湾隣接地域及び臨港地区）のうち放置等禁止区域に指定する区域です。
- 3 自動車専用道路（首都高速湾岸線）の区域は、放置等禁止区域に指定しませんが、自動車専用道路と一般道路（一般国道、市道）の立体交差点における一般道路の箇所や、自動車専用道路のトンネル部の上にある一般道路及び公園の箇所は、放置等禁止区域に指定します。

